

自動販売機設置に係る県有財産の貸付けに係る照会への回答等について

岩手県立胆沢病院長 勝又 宇一郎

本書は、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けによる事業者を条件付一般競争入札するにあたって、公平性の透明化を高め、同一条件下で入札参加をしていただくため、先に開催の説明会で「仕様書」等資料に関して質問のあった事項に対して、現時点において可能な限り回答するものである。併せて、説明会で補足説明した事項等についても明示するものである。

したがって、今回の自動販売機設置に係る県有財産の貸付けに関して、直接関係しない照会等に対しては回答しないものであること。また、本書に記載した内容により事業者として決定した後の営業環境等を担保するものではないことをご承知願います。

【自動販売機設置に係る県有財産の貸付け説明会での質疑応答について】一当日回答したことに加え、補足等をしております

1 問、 自動販売機設置に係る県有財産の貸付一般競争入札参加資格者名簿に登載されている場合に免除になる項目を教えてください。

答、 自動販売機設置に係る県有財産の貸付一般競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者については、入札説明書5入札参加申込(1)提出書類ウ証明書類、エ岩手県の各広域振興局の税務担当窓口(県税部・県税センター・県税室)が発行する納税証明書及び8入札保証金について免除となります。

2 問、 災害発生時に取り出せる機種になりますか。

答、 仕様書のとおり、災害発生時には自動販売機の飲料を取り出せるものとなります。

3 問、 最低貸付価格は税込みになりますか。

答、 貸付物件一覧表のとおり、消費税については、除いて掲載しています。